民間児童クラブ利用者育成料補助金交付要綱

（通則）

第１条　民間児童クラブ利用者育成料補助金（以下「補助金」という。）は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第６条の３第２項に規定する放課後児童健全育成事業を実施する岡崎市内の放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）に登録した児童の保護者に対して予算の範囲内で補助金を交付することにより家庭の状況に応じた経済的負担の軽減及び児童の健全な育成を図るものであり、その交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和 34 年岡崎市規則第３号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象者）

第２条　補助対象となる者は、市長が放課後児童健全育成事業費補助金の交付決定をしたクラブを利用する児童の保護者とする。

（補助対象経費）

第３条　補助対象となる経費は、保護者がクラブに対して納付した育成料とする。ただし、平日週２日未満の利用となる月の育成料については補助の対象としない。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、別表に掲げる区分に応じた額とする。

（交付申請及び実績報告）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第１による民間児童クラブ利用者育成料補助金交付申請書兼実績報告書（以下「申請書」という。）を、市長の指定する期限までに、市長に提出しなければならない。

２　前項の規定による申請の時期は、別表に掲げる区分ごとに応じた時期とする。ただし、市長が特別に認める場合はこの限りでない。

（交付決定及び補助金額の決定）

第６条　市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査しなければならない。

２　市長は、前項の審査により補助金の交付を決定し、及び補助金の額を確定したときは、様式第２により申請者に対し通知するものとする。

（補助金の交付）
第７条　補助金は、前条の規定により交付を決定し、交付する。
（その他）
第８条　この要綱に定めによるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。
（要綱の失効）
第９条　この要綱は、令和６年３月 31 日限り、その効力を失う。

附　則
この要綱は、平成 17 年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成 20 年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この要綱は、平成 24 年３月 1 日から施行する。
附　則
この要綱は、平成 27 年４月 1 日から施行する。
附　則
この要綱は、平成 29 年４月 1 日から施行する。
附　則
この要綱は、平成 30 年４月 1 日から施行する。
附　則
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

別表

区　　分	補　助　額	申　請　時　期
1　生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯 2　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている世帯	育成料月額の全額。 ただし、1か月につき12,000円を上限とする。	利用した実績に応じて年12回を上限（1か月ごと）に申請できるものとし、その場合の申請の期日は、その申請に係る最も遅い利用月の翌月の10日まで（ただし、その申請に係る最も遅い利用月が3月分の場合は、当該年度の3月31日まで）とする。
3　児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による支給を受けている世帯	育成料月額の半額。 ただし、1か月につき6,000円を上限とし、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。	利用した実績に応じて年3回を上限（4か月ごと）に申請できるものとし、その場合の申請の期日は、その申請に係る最も遅い利用月の翌月の10日まで（ただし、その申請に係る最も遅い利用月が3月分の場合は、当該年度の3月31日まで）とする。
4　その他の世帯	公立児童育成センターの育成料月額とクラブの育成料月額の差額。 ただし、1か月につき1,800円を上限とする。	利用した実績に応じて年間を通じて1回申請するものとし、その申請の期日は、その申請に係る最も遅い利用月の翌月の10日まで（ただし、その申請に係る最も遅い利用月が3月分の場合は、当該年度の3月31日まで）とする。

備考

1　育成料月額にはおやつ代、延長保育料は含まない。

2　納付額が区分に応じた公立児童育成センターの育成料月額を下回る場合は、補助の対象外とする。